

甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱

令和3年4月1日

告示第70号

改正 令和3年9月7日 告示第142号

令和4年2月14日 告示第22号

令和4年3月28日 告示第64号

令和6年3月29日 告示第49号

令和7年3月21日 告示第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、国の社会資本整備総合交付金要綱(住宅・建築物安全ストック形成事業平成22年3月26日付け国官会第2317号)及び甲州市耐震改修促進計画に基づき既存木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事及び耐震化建替工事(以下「木造住宅耐震改修等事業」という。)を行う者に対して、予算の範囲内で甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、甲州市補助金等交付規則(平成17年甲州市規則第49号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 既存木造住宅 所在地が市内であり、かつ、次の全てに該当する住宅をいう。

ア 個人が所有するもの

イ 昭和56年5月31日以前に着工され、木造在来軸組工法で建築されたもの

ウ 2階建て以下のもの

エ 長屋及び共同住宅以外のもの(借家を除く。)

(2) 木造住宅耐震診断 既存木造住宅に対して実施する、次のいずれかに該当する診断をいう。

ア 一般社団法人日本建築防災協会(以下この条において「協会」という。)発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて行う一般診断若しくは精密診断

イ 協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に基づいて行う精密診断

ウ 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断

(3) 木造住宅耐震診断技術者 建築士の資格を有する者であって、次のいずれかの講習を受講し、修了したものをいう。

ア 国土交通大臣登録耐震診断資格者講習及びその他国土交通大臣が同等以上であると認める講習

イ 山梨県が協賛する山梨県木造住宅耐震診断・補強計画技術者講習

ウ その他山梨県知事がア又はイと同等以上であると認める講習

(4) 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断 建築士の資格を有する者が、「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」（令和6年1月30日付け国住市第40号）の別添「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」に基づいて行う耐震診断をいう。

(5) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加している団体が、耐震判定委員会登録要綱に基づいて登録した建築物耐震診断・補強計画判定会のことをいう。

(6) 総合評点 協会が定めた木造住宅耐震診断の判定基準によって、木造住宅耐震診断技術者が診断したもので、耐震判定委員会による判定を受けた評点をいう。

(7) 耐震改修設計 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満の既存木造住宅の総合評点を 1.0 以上にする設計をいう。

(8) 耐震改修工事 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満の既存木造住宅の総合評点を 1.0 以上に改修する工事をいう。

(9) 耐震化建替工事 次に掲げる要件のいずれかに該当する既存木造住宅を除却し、同一敷地内に住宅を新築（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）で定める建築物エネルギー消費性能基準に相当するものに限る。）する工事をいう。

ア 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅であること。

イ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断の結果、倒壊の危険

性があると判断された既存木造住宅であること。

（補助対象者等）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下この条において「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1） 次に掲げる要件のいずれかに該当すること

ア 既存木造住宅の所有者又は当該住宅に居住する者であること。

イ 既存木造住宅の所有者又は居住者との関係が3親等内の親族であること。

（2） 市税等を滞納していない者であること

2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域に存する既存木造住宅について行う同一敷地内への耐震化建替工事は、補助金の対象としない。

3 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

（補助対象経費、補助金額等）

第3条の2 補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、別表第1に掲げるとおりとする。

（交付の申請）

第4条 規則第2条の規定による申請は、甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて行うものとする。

（決定の通知）

第5条 規則第4条の規定による通知は、甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（事業内容の変更等）

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に、第4条に規定する申請の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止するときは、あらかじめ甲州市木造住宅耐震改修等事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、甲州市木造住宅耐震改修等事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（着工の届出）

第7条 申請者は、木造住宅耐震改修等事業の工事に着手したときは、甲州市木造住宅耐震改修等事業着工届（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。
（実績報告）

第8条 規則第6条の規定による実績報告は、木造住宅耐震改修等事業の完了日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の3月末日のいずれか早い日までに、甲州市木造住宅耐震改修等事業実績報告書（様式第6号）に別表第2に掲げる書類を添えて行うものとする。

（補助金額の確定）

第9条 規則第7条の規定による通知は、甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、行うものとする。

（補助金の請求等）

第10条 補助事業者は、前条の確定通知を受けたときは、速やかに甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を目的以外に使用したとき。
- （3） 木造住宅耐震改修等事業の実施方法が不適正と認められるとき。
- （4） 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等に違反したとき。
- （5） その他市長が不適当と認めるとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に交付した補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（書類の整理等）

第13条 補助事業者は、当該補助金に関する書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

（指導等）

第14条 市長は、補助金の交付に際し適正な執行を確保するため、補助事業者に対して、必要な指導又は助言をすることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（令和3年4月1日甲州市告示第70号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

(甲州市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱及び甲州市木造住宅耐震改修設計事業費補助金交付要綱の廃止)

3 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 甲州市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱（平成31年甲州市告示第89号）

(2) 甲州市木造住宅耐震改修設計事業費補助金交付要綱（令和2年甲州市告示第71号）

附 則（令和3年9月7日甲州市告示第142号）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年2月14日甲州市告示第22号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日甲州市告示第64号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日甲州市告示第49号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月21日甲州市告示第33号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

木造住宅耐震改修等事業

	耐震改修工事	耐震化建替工事
補助対象経費	次のいずれかに要する経費 (1) 耐震改修設計及び耐震改修工事 (2) 耐震改修工事	次のいずれかに要する経費 (1) 新築の設計及び耐震化建替工事 (2) 耐震化建替工事
補助金額	補助対象経費以内で市長が定める額	補助対象経費と木造住宅耐震診断等により算出された耐震改修工事に要する経費のいずれか低い方の額
補助限度額	1,437,500円	1,437,500円

別表第2(第4条関係)

甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書添付書類

事業種別 \ 添付書類	概要書	耐震診断結果報告書の写し ※1	見積書等の写し (解体を含む。)	住民票の写し※2	案内図・平面図	所有者又は居住者との関係が三親等以内であることを証明できる書類※3
耐震改修工事	○ (別紙1)	○	○	○	○	○
耐震化建替工事	○ (別紙2)	○	○	○	○	○

※1 耐震化建替工事で、旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断を実施した場合にあっては、旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断調査票（建築士の記名及び建築士の登録番号の記載があるものに限る。）及び建築士の資格者証の写しを添付すること。

※2 既存木造住宅に居住している場合であって、当該既存木造住宅を所有していない場合のみ提出すること。

※3 申請者が既存木造住宅の所有者及び居住者のいずれにも該当しない場合に提出すること。

別表第3(第8条関係)

甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金実績報告書添付書類

事業種別	添付書類							
	補強計画図	設置計画図	請負契約書等の写し(解体を含む。)	領収書の写し	工事写真 ※1	検査済書 ※2	改修後の総合判定書類	省エネ基準への適合を証する書面
耐震改修工事	○		○	○	○		○	
耐震化建替工事		○	○	○	○	○		○

※1 着工前、施工状況及び完成が分かるもの

※2 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項に規定する検査済証の写し

年 月 日

(宛先) 甲州市長

申請者 住所

氏名

電話番号

甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書

次のとおり甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金の交付を受けたいので、甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。また、市税等の収納状況の確認について了承します。

- 1 事業種別 耐震改修工事・耐震化建替工事
(該当するものに○を付けてください。)

2 添付書類

(1) 全事業共通

- ・耐震診断結果報告書の写し
- ・見積書等の写し(解体を含む。)
- ・住民票の写し(別表第 2 に該当する場合のみ)
- ・所有者又は居住者との関係が三親等以内であることを証明できる書類(別表第 2 に該当する場合のみ)

(2) 事業種別ごとに次の書類を添付

- ・耐震改修工事
耐震改修工事概要書(別紙 1)、案内図・平面図
- ・耐震化建替工事
耐震化建替工事概要書(別紙 2)、案内・平面図

(3) その他市長が必要と認める書類

- ・固定資産税納税通知書(写し)又は名寄帳(写し)
- ・市税に未納がないことの証明書

(別紙 1)耐震改修工事概要書

既存木造住宅の概要	住宅の所在地			
	住宅の種類	専用住宅 ・ 併用住宅()		
	建築年次	年 月着工、 年 月完成		
	階数	階	延べ床面積	m ²
	併用住宅の住宅以外の面積		m ²	
	申請者及び同居者	申請者 との続柄	氏名	生年月日
		本人		年 月 日
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
耐震改修工事費等	予定工期		年 月 日 ~ 年 月 日	
	総工事費		円	
	内設計、補強計画費		円	
	補助対象工事費		円	
	総合評点判定費		円	
	補助金申請額		円	
	改修後の総合評点		lw値=	

(別紙 2)耐震化建替工事概要書

既存木造住宅の概要	住宅の所在地			
	住宅の種類	専用住宅 ・ 併用住宅()		
	建築年次	年 月着工、 年 月完成		
	階数	階	延べ床面積	m ²
	併用住宅の住宅以外の面積		m ²	
	申請者及び同居者	申請者との続柄	氏名	生年月日
		本人		年 月 日
				年 月 日
			年 月 日	
			年 月 日	
耐震化建替工事費等	予定工期(全体)	年 月 日 ~ 年 月 日		
	うち建物の除却	年 月 日 ~ 年 月 日		
	うち住宅建替え	年 月 日 ~ 年 月 日		
	既存住宅耐震診断結果	Iw 値=		
	耐震改修を実施した場合に要する費用(注)	円		
	建替後の延べ床面積	m ²		
	建替工事の契約金額	円		
	補助金申請額	円		

(注)算出根拠書類を添付すること

様式第 2 号(第 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

甲州市長



甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金について、甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

1 事業種別 耐震改修工事・耐震化建替工事

2 交付決定額 円

3 住宅の所在地

4 交付の条件

- (1) 申請の内容を変更(補助金交付決定額に変更のない場合は不要)、中止又は廃止をしようとするときは、市長の承認を得ること。
- (2) 事業を予定の期間内に完了する見込みがない場合又は事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

年 月 日

(宛先) 甲州市長

申請者 住所

氏名

電話番号

甲州市木造住宅耐震改修等事業変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった甲州市木造住宅耐震改修等事業について、内容を変更(中止・廃止)したいので、甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 事業種別 耐震改修工事・耐震化建替工事
(該当するものに○を付けてください。)

2 住宅の所在地

3 変更(中止・廃止)の理由

4 添付書類

- (1) 変更後の概要書
- (2) 変更請負契約書

様式第 4 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

甲州市長



甲州市木造住宅耐震改修等事業変更(中止・廃止)承認通知書

年 月 日付け 第 号で変更(中止・廃止)承認申請のあった甲州市木造住宅耐震改修等事業について、甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

1 事業種別 耐震改修工事・耐震化建替工事

2 変更後の交付決定額 円

3 住宅の所在地

4 その他

様式第 5 号(第 7 条関係)

年 月 日

(宛先) 甲州市長

申請者 住所

氏名

電話番号

甲州市木造住宅耐震改修等事業着工届

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった甲州市木造住宅耐震改修等事業について、次のとおり着工したので、甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業種別 耐震改修工事・耐震化建替工事
(該当するものに○を付けてください。)

2 住宅の所在地

3 着工年月日 年 月 日

※工事請負契約書(写し)を添付すること。

年 月 日

(宛先) 甲州市長

申請者 住所

氏名

電話番号

甲州市木造住宅耐震改修等事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった甲州市木造住宅耐震改修等事業について工事が完了したので、甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業種別 耐震改修工事・耐震化建替工事
(該当するものに○を付けてください。)

2 交付決定額 円

3 工事実施期間 自 年 月 日
至 年 月 日

4 添付書類

(1) 全事業共通

請負契約書等の写し(解体を含む)、領収書の写し、工事写真

(2) 事業種別ごとに次の書類を添付

- ・耐震改修工事 補強計画書、改修後の総合判定書類
- ・耐震化建替工事 設置計画書、検査済書、省エネ基準への適合を証する書面

(3) その他市長が必要と認める書類

様式第 7 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

甲州市長



甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった甲州市木造住宅耐震改修等事業について、
甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり
補助金の額を確定したので通知します。

1 事業種別 耐震改修工事・耐震化建替工事

2 交付確定額 円

年 月 日

(宛先) 甲州市長

申請者 住所

氏名

電話番号

甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付額確定のあった甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金について、甲州市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

- 1 事業種別 耐震改修工事・耐震化建替工事
(該当するものに○を付けてください。)

- 2 住宅の所在地

- 3 請求金額 円

- 4 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		